

「NPOとの協働の指針」提言素案 意見公聴結果

項目	意見内容	対応（修正内容等）
全体	<p>全体の説明や、議論を聞いていると、「奉仕の心」というものが欠けているのではないか。</p> <p>市町村の教育委員会ともっとすり合わせて欲しい。</p> <p>NPOは無償とは言わないけれど、人間の心や生き方をもっと大切にしてください。</p> <p>でも、ボランティアは無償が基本なのでは。有償、有償と宣伝しないのなら良いと思う。</p>	第1章、第2章を全面的に書き換えて対応します
	<p>世の中では、NPOが理解されていない。ボランティアはタダだと思われる。もっと行政が研修を行ってください。</p>	第1章、第2章を全面的に書き換えて対応します
	<p>ボランティアの有償・無償論について、NPOの協働を進めるためには、このことについて明確にして欲しい。（別紙）</p>	第1章、第2章を全面的に書き換えて対応します
	<p>素案は、NPOが主役であるということになっていないのではないか。</p> <p>行政が主役のように見える</p> <p>既存団体のことに触れること自体が既にNPOが主役でないのでは</p>	第3章（新第4章）等により市民（NPO）が主体的役割を担うことと位置づけています
	<p>行政と議会との位置づけをどのように捉えるのか。議会の理解がずいぶん異なるような印象を持っているが。</p> <p>NPOは要らないといっている人もいるようだが。</p>	今後の普及、啓発活動により対応していきます
	<p>市町村になるとNPOという単語すら理解されていない。</p>	今後の普及、啓発活動により対応していきます
	<p>ボランティアやNPOが理解されていないので、説明会やパンフレットなどで情報を身近に。</p>	今後の普及、啓発活動により対応していきます
	<p>NPOと協働を進めるのは、行政だけという印象を受けた。民間企業や教育機関・研究機関等との協働も必要</p>	第3章、第5章等により、各主体との関係について十分に触れています。
	<p>指針の内容は、市町村に対してもっと具体的な判断基準を示すものであるべきではないか。</p>	マニュアル等具体的な基準は次のステップと考えています。

	ボランティアが大きくなったものがNPOだが、そのことが抜けている	第1章、第2章を全面的に書き換えて対応します
	企業の持つ公益性の観点が抜けている	第3章、第5章等により、各主体との関係について十分に触れています。
	指針なので、現状を肯定的に書き込んだほうが良いのでは。	現状については客観的に分析しています
	資料編に付く用語解説が難しくならないようにして	配慮しています
	わかりにくい、聞きなれない言葉などには説明を。	資料などにより配慮しています
	言葉とか文章表現がとても難しい。誰が読んでも理解できる言葉(日本語) 又、一般県民が内容をはあくできる文章を	配慮しています 表現等を工夫します
	県とか市町村とかの政策に反対の立場の団体をも支援するような中身に	公共団体の政策に対する賛否により対応が異なるような記載はしていません
	本指針策定後(来年度以降)実施計画の進み方(推進委員会の設置など)を明記すること	第5章に追加します
第1章	第1章と第2章の関係でみると、NPOとボランティアとの関係がよくわからないのではないか。	第1章、第2章を全面的に書き換えて対応します
第2章	第2章には、NPO法人以外のデータも載せたほうがよいのでは。	第1章、第2章を全面的に書き換えて対応します
	ボランティアとNPOの比較表は理解が難しいのでは。	第1章、第2章を全面的に書き換えて対応します
	第2章のアンケート結果について、後日のために調査日等を記録して。	資料編にて対応します
	NPOの特性の中に「先駆性」があるが、「先駆性」には一番やオンリーワンのニュアンスがあり、最上地区の状況から見ると「先見性」のほうがいいのでは。	「先見」に比べ「先駆」には、実行のニュアンスが明確になりより望ましいものと考えます

第3章	第3章1(P5)で、行政は「支援」としていて第4章3(3)で「対等」というのは自己矛盾ではないか。	県民に対する「支援」と、組織としてのNPOとの対等性は矛盾しないものと考えます。
第4章	NPOが業務のことで訪問してくることがあるが、ボランティアだから無償かと思うと業者と変わりなく、対価を求めてくる。 本当のNPOというのは、まだまだ無いのではないか。業務を進めるうえでの、マニュアルが必要なのでは。	マニュアル等具体的な基準は次のステップと考えています。
第4章	11Pの5「緊張関係」の表現については、言いたいことは理解できるが、表現があいまいでわからない。確かにNPOの特性には自己の「批判性」というものもある。	「自己批判性」を明確に記述を変更します
	行政が留意することに、複数年にわたる活動を行うことを考慮して、行政の予算制度による単年度主義について、継続的協働の実施のための配慮が必要では	内容に反映します
第5章	支援策の中に、NPOへの教育(ミッションの確認・重要性やマネジメント等)の行政による実施を入れては。	原案の表現で十分に配慮しています。
	行政にNPOに対応したワンストップサービスを設置して。 資金確保等の情報の集約を。	当面は、市民に対する総合窓口の検討を行います
	支援の部分(第5章)は、NPO法人になるとこういう支援が受けられるからNPO法人になりなさいという意味に理解していいのか。	そのような意図は有してません
	行政の支援策として「総合窓口」の設置が触れられているが、(市町村などの)行政に対する「総合窓口」を総合支庁に設置することも検討すべきではないか 協働の事柄(事例)を増やしていくことが大事でないか 行政への支援として、議員や幹部職員への啓蒙が必要でないか	当面は、市民に対する総合窓口の検討を行います 今後の普及、啓発活動により対応していきます
その他	県民の理解を得るために、指針制定後にわかりやすいパンフレットが必要	今後の普及、啓発活動により対応していきます
	教育の場を設けて欲しい	原案の表現で十分に配慮しています。